

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
医薬品等の輸送役務 (クール宅配便)	u-ru	
	防衛大臣承認	
	作成年月日	平成22年3月11日
	変更年月日	令和7年12月12日
	作成部隊名	

1. 適用範囲

この仕様書は、一般貨物自動車運送事業中、宅配便に係る関東補給処用賀支処発送（発地：東京）の医薬品等の冷蔵・冷凍輸送に適用するものとする。

2. 輸送役務の内容

(1) 下記に示す地帯区分において官側の指定する発地から着地まで輸送すること。

この際、営業所等での荷物の持ち込み及び引取りにも対応すること。

地帯区分	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、秋田
東北	宮城、福島、山形
東京都内	東京
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、神奈川
信越	長野、新潟
中部	静岡、愛知、岐阜、三重
北陸	富山、石川、福井
関西	大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫
中国	岡山、広島、山口、鳥取、島根
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 離島に関しては各社の約款による。

(3) 上記役務を履行するに際し、各駐屯地に対応する最寄の営業所等を事前に指定し、緊密な連絡体制を保持すること。（官側の事前承認を必要とする。）

(4) 冷蔵・冷凍品は一定温度に保って輸送する必要があるため、冷蔵品は0℃～10℃の範囲内、冷凍品はマイナス15℃以下での輸送とする。

(5) 寸法区分・重量

区分	縦・横・高さの3辺の合計	重量
60サイズ	60cmまで	各社の約款による
80サイズ	80cmまで	
100サイズ	100cmまで	
120サイズ	120cmまで	

(6) 輸送期限

ア 荷物の発送から到着までの所要日数は、発送日を含め離島を除き5日以内とする。

イ 臨時・緊急で医薬品を発送する状況になった場合、官側は民側へ追加料金を支払う等により、希望日の配達を可能とする。

3. 輸送役務の履行要領

(1) 輸送役務は、分任契約担当官（分任支出負担行為担当官）が発行する発注書に基づき実施する。

その際発注書の納期欄の日付は、集荷日に読み替えるものとする。

(2) 発注を受けた輸送役務を完了したときには、関東補給処用賀支処総務部輸送課輸送班に所在する役務検査官に速やかに報告するものとする。

(3) 発注書は、各月初日から末日までに集荷した規格ごと集計し、官側への運賃料金請求時に添付するものとする。

(4) 事故等により官側の荷物に損害を与えた場合又は役務を完了することができなかった場合には、官側に速やかに通報するとともに、事故てん末書（別紙）を提出するものとする。

(5) 補償限度額は、1梱包当たり30万円とする。

ア 契約業者の責に帰する理由により、荷物に損害が生じた場合は、荷物の修補若しくは代品の引渡し又はその損害を賠償しなければならない。

イ 荷物の滅失、き損、延着等の原因が契約業者約款（国土交通大臣認可）に定める免責事項に該当した場合は、賠償を免除するものとする。ただし、故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

4. 提出資料

下記に掲げる資料を契約開始日までに官側へ提出するものとする（書式は任意とする）。

(1) 各駐屯地の担当営業所等一覧表

(2) クール宅配便運賃料金表

5. その他の指示

契約期間、全国駐屯地一覧表及び宅配便予定数量については調達要領指定書による。